

国民民主党
子ども・子育て・若者調査会勉強会資料

2026年8月7日
エンターテイメント表現の自由の会

info@afee.jp <https://afee.jp>

■ 団体概要

エンターテインメント表現の自由の会（AFEE）

Association for Freedom of Entertainment Expression



設立：2013年8月8日

代表：坂井崇俊

マンガ・アニメ・ゲームをはじめとしたエンタメ表現の自由を守るために活動をしている消費者団体

地方議員らが賛同する表現の自由を守るための約束：183名（2026.6現在）

コミックマーケット前での街頭演説会：47名（2025.12実績）

■ 基本理念

1）エンターテインメントの消費者の権利・利益を守る活動

2）表現の自由の絶対的尊重と結果責任

3）権利の主体としての青少年の自由

青少年を一律の保護の対象としてだけでなく、発達に応じて権利の主体として捉え、
青少年の自由を最大限に尊重できるよう各種啓発、支援を進めていきます。

特に青少年のエンターテインメントに触れたり、意見を発信したり、表現したい気持ちを歓迎し、
積極的にその権利を守っていきます。

【参考】2024年AFEEパブコメ（抜粋）（2024.4.24）

- AFEEでは、こども家庭庁に対し2024年に青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）に対する意見を提出済み

有害情報の定義	有害情報の定義について本報告書（案）では、有害情報の定義について「青少年インターネット環境整備法第2条にて定められているものと同一であると理解している。 ただ、十分な説明のないままに有害情報という言葉を用いることで、青少年でない成人に対しても有害であるとの誤った認識を与えかねない。よって、本計画書（案）では、「青少年インターネット環境整備基本計画（第6次）」に基づいて作成された成果物（外郭団体や補助金等を用いて作成されたものに限る）について、幅広い国民の議論を経ずに、成人に対する情報提供の制限等の目的で用いないよう記載するべきである。
青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展	本報告書（案）において、異なる主張が展開されており、両論併記の体裁を取るか、P11の「青少年の健全な成長に支障を及ぼすおそれ」の箇所を削除するべきである。なお、両論を併記する場合は、青少年の成長に支障を及ぼす科学的なエビデンスと共に提示するべきである。
有害性の判断への行政の不干渉	青少年に対するフィルタリングの対象とすべき情報の内容について行政が干渉することは、広義の意味で検閲にあたるため反対である。 しかしながら、児童の権利に関する条約第13条では、表現の自由及び知る権利が保障されており、その理念はこども基本法第3条でも「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される」と謳われている。従って、行政として、フィルタリングの対象となる情報の内容がこどもの知る権利を必要以上に制限していないことを制度上担保するべきである旨記載するべきである。 特に懸念される点としては、「青少年有害情報」は、青少年インターネット環境整備法第2条第3項で「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」と定義されているところ、第4項各号で例示された3つ以外に、民間事業者が「健全な成長」について拡大解釈を行い、青少年有害情報の対象を広げることで、ほぼ強制的に青少年の「知る権利」が侵される点である。本取組が通常の民間の取組と異なるところは、上記のような事態となれば、結果として法律・行政施策により青少年の権利が制限される点にあるため、特段の配慮が必要である。

中間報告と貴党改正案についてのAFEE評価

観点	AFEEの基本的な考え方	中間報告	改正案
違法でない表現の 規制・委縮	誰もが不快にならない表現は存在しない 違法でない他人の表現を受忍する寛容な社会が理想	慎重な姿勢	エロ→青少年 の閲覧回避
権利者としてのこども こどものリテラシー	こどもは保護の対象だけでなく権利の主体 ウェルビーイング実現のためにはネット活用&教育も重要	権利主体性 を明記	現行法通り
保護者・教育者 社会の責務・リテラシ	事業者・行政は補助・支援の主体であり、保護者が 一義的責任を負う。そのためのリテラシー教育が必要	リテラシ記載有 事業者責任増	現行法通り
コンテンツリスク “有害情報”の定義	犯罪被害・誘因等と比べ“エロ”はリスク小？(EBPM) 定義は固定的・限定列举すべきで拡大余地を少なく	エロ＝有害 機能等を拡大* *後述	エロ＝有害 準ずる情報
有害情報などの 評価	国による直接の評価は表現規制そのもの 民間が必要以上に委縮しないための制度設計すべき	国評価なし	国評価なし
規制や努力義務の 範囲	原則、発信者でなく受信者へのアプローチとすべき ほかに手段がない場合に限り、規制は最低限で行うべき	受信者 メイン	発信側の 規制
こどもへの 意見聴取	児童の権利条約やこども基本法理念に基づき 意見のいえるこどもの意見を広く聞き反映すべき	あり	不明

中間報告についての意見補足

- 青少年有害情報規制と並ぶ新しい規制対象カテゴリとして機能・設計（UI/UXのデザイン）が追加される可能性がある
→ 無限スクロールやレコメンデーションを法律に記載される有害情報の対象とすることによって、「TikTok」「YouTubeショート」「Instagramリール」などがフィルタリングの対象になる可能性がある。
（現在の報告書では抑制的に記載されているという認識）
- 行政が有害性を直接判断するのは広義の検閲にあたるため反対
（＝民間・事業者判断の方が望ましい）
→ ただし民間側が「健全な成長」を拡大解釈すれば、結果的に法律・行政施策を通じて青少年だけでなく、大人の知る権利が制限されるため、行政は拡大解釈させないための制度的歯止めを用意すべき。
（「対策が足りているか」を監視する片方向の歯止めは検討されているが、「対策をやり過ぎていないか」をチェックする逆方向の歯止めは検討されていないとの認識）

貴党改正案についての意見補足

- 今後は議員立法での改正案提出ではなく、政府・与党の改正案に対して、過剰な規制が行われないよう、提言と監視を行い、表現の自由と子どもの権利を守って頂きたいと思っています。
- 今回、法案が大きな批判を招いた理由は、主に次の二点にあると考えます。
 - ◆ 「こどものための法律」という建てつけでありながら、実質的には「大人が見たくないものを見せない自由」を擁護する内容として受け止められたこと。
→ 青少年の健全な育成と、大人の「見たくない」という感情の保護は、本来まったく別の問題です。仮に後者を目的としたいのであれば、こどもの保護を名目にするのではなく、その目的に即した別の法律として議論されるべきです。
 - ◆ 「何を見せるべきではないか」の判断を、実質的に民間事業者や第三者団体の運用に委ねる制度設計であったこと。
→ 法律によって厳格な自主規制を義務付け、その実施状況を公表・評価させるのであれば、それはもはや自主規制とは呼べません。表現の自由に関わる基準は、民主的な統制の下で明確かつ極めて限定的に定められるべきです。
- 詳細は7月26日送付の意見書をご参照ください。

【参考】貴党への意見書（2026.7.26）

2026 年 7 月 26 日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 殿

政務調査会長 浜口 誠 殿

党所属 国会議員 殿

エンターテインメント表現の自由の会

代表 坂井 崇俊

女性支部代表 岩永千絵美

意見書

2026 年 7 月 15 日に貴党より議員立法として参議院に提出された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案」（通称「エロ広告規制法案」、以下「本法案」）につきまして、弊会はその内容が憲法に認められた表現の自由を著しく制約する懸念から、これまで意見の表明を準備してまいりました。本法案は同月 24 日の参議院閉会に伴い本国会での成立には至りませんでした。今後同様の内容を含む法案を再度提出することが予想されるため、弊会は本法案が内包していた問題点について改めて指摘し、以下の問題点が解消されないまま、本法案と同様の内容を含む法案が再び提出されることのないよう、強く要望いたします。

意見書全文ページ ▶



【要旨】

- 一、本法案は、広告を規制対象としながらも、実質的に創作表現そのものへの萎縮効果を及ぼす危険性を強く内包していること。
- 二、「エロ広告規制法」という通称が、条文上の実際の規制対象と乖離しており、国民及び関係者に著しい誤解を与えていること。
- 三、「青少年有害情報に準ずる情報」（第 23 条の 7）は定義・例示のいずれも欠き、事業者による過剰な自主規制を招く危険性が大きいこと。
- 四、罰則構造は実効性に乏しい一方、過剰な萎縮行動を誘発する制度設計となっていること。
- 五、評価団体に関する規定（第 30 条第 6 号）は選定基準・独立性・不服申立て手続等を欠き、実質的に検閲に類する機能を果たしうること。
- 六、規制対象を大規模事業者に限定する一方、苦情の多くは海外事業者由来であり、実効性を欠いたまま国内事業者・クリエイターにのみ負担を強いる構造であること。
- 七、既存制度の活用や進行中の自主規制の効果検証を経ないまま、新たな義務を創設する立法事実が十分に示されていないこと。
- 八、本法案が議員立法として、関係業界団体への十分な事前ヒアリングを経ずに提出されたこと。
- 九、貴党がこれまで公言してきた「表現の自由を必ず守る」との立場と、本法案の内容との間に看過できない矛盾があること。

若者からのメッセージ

2026/08/05 中学生の方からAFEEへ送られたメールメッセージ

突然のメッセージ失礼いたします。私は現在中学生です。
御団体が読者の「楽しむ権利」や表現の自由を守るために活動されているのを知り、
当事者の立場から意見をお伝えしたく連絡いたしました。

現在の日本の法律や地域の条例では、成人向け表現へのアクセスが一律で「18歳未満禁止」と非常に厳しく制限されており、身分証の提示や厳格なゾーニングが行われています。
しかし、中学生や高校生は自然とそうした物への好奇心が芽生える時期であり、
ただ一律に隠して遠ざけるだけの現在の仕組みは、
インターネットが普及した現代の実態に合っていないのではないかと感じています。

過剰な規制は、若い世代の知る権利を狭めるだけでなく、
かえってアングラな場所でのトラブルを生む原因にもなりかねないと思います。
ただ禁止するだけではなく、正しい付き合い方を認めるような、
年齢制限の引き下げや段階的な見直しの議論をぜひ進めていただきたいです。

大人の都合だけで決められるのではなく、私たち若い世代のリアルな視点も、
今後の御団体の活動や社会への発信の参考にしていただければ幸いです。

2020/10/03 AFEEイベント「東京都青少年健全育成審議会（不健全図書）勉強会」より Aさん（高校3年生）※保護者同意のもとにイベント登壇

- ・規制に対する実感の薄さ：青少年健全育成審議会による規制については、これまであまり意識しておらず、「大人が知らないところでルールを作っている」という距離感や、少し堅苦しいイメージを抱いていた
- ・自分たちが意見を言っても聞いてもらえないと感じている
- ・大人の価値観との乖離：「不健全」か「健全」かという線引きについて、大人が一方向的に決めることに対して、若者側の価値観や読書体験とは必ずしも一致しない場合がある

注釈

- ・日本には、成人向け表現全般を国の法律で一律に「18歳未満禁止」とする制度はない。書籍・雑誌・映像ソフト等の販売・閲覧制限は、主に各都道府県の青少年健全育成条例と業界の自主規制によるもの。
- ・「18禁」「R18」は単一の法律上の区分ではなく、条例上の指定や事業者の自主基準などが混在している。
- ・身分証の提示も、成人向け表現全般について法律で一律に義務づけられていない。
- ・風営法では、店舗型・映像送信型の性風俗関連特殊営業などについて、18歳未満を客として立ち入らせない、または客として扱わない規制がある。
- ・ただし、これは成人向け表現全般の閲覧を一律に禁止する制度ではなく、特定の営業形態に対する規制である。
- ・インターネット上の成人向け情報も、18歳未満の閲覧自体が全国一律に禁止されていない、主にフィルタリングや自主規制で対応。

※下線部はAFEEにて強調